

平成31年 3月22日

各診療科（部）長 殿

病 院 長
永 廣 信 治

医師・歯科医師に対する適切な処遇について

標記について、先般、文部科学省の調査に基づき医師・歯科医師の処遇に関する調査を実施したところですが、調査の結果、本院において恒常的に雇用契約外の時間に無給で診療に従事している事例等がありました。

これらの事例について、本学の顧問弁護士や労務管理の専門家に相談した結果、多くについて不適切な処遇であると指摘を受けましたので、各診療科等にあつては所属の医師・歯科医師の雇用契約について再確認を行い、不適切な処遇となっていた場合は別紙の取扱いに従い、必要な手続きを行うようお願いします。

なお、今回の調査結果に基づき、各診療科等に対し、下記担当より必要な情報提供等を行うことを申し添えます。

【本件担当】
総務課労務係
阿部 内線 2111

労働契約の適切な取扱いについて

1 診療（労働）の基本的な考え方

（１）診療科等の指揮命令下で、一人で患者に治療行為を行っている場合は労働に該当します。大学院生や研修登録医等で、指導医が横に付くなどし、その指示に基づき実施する診療行為などは研修の範囲内となり労働には該当しません。

また、研究目的であっても、上記のとおり自らの裁量で一人で患者に治療行為を行っている場合は労働に該当します。

（２）仮に本人が無報酬であることに同意し、さらに文書を取り交わしていたとしても、給与を支払わないことは認められません。労働者の権利は非常に強力なものであり、放棄できるものではありません。

（３）その他

労働に該当するかどうかの判断が難しいケースについては、労務係にお問い合わせ願います。お問い合わせいただいたケースについては労務管理の専門家に確認し、フィードバックいたしますので判断の参考としてください。

2 雇用契約の確認と今後の対応

● 医 員

勤務を要しない日に勤務した場合は、遺漏無く確認簿に記載し申請すること。

（勤務を要しない日に出勤した場合は、所定労働時間である７時間４５分までは100/100の率で支給されます。）

● 外部の医師（従来診療許可（届）で診療に従事していた他機関所属の医師等）

◇内容が労働に該当する場合

（１）診療支援医師として雇用

週１回など定期的に従事する場合は診療支援医師として雇用する。

（２）謝金を支給（従来と同様の手続き）

手術指導等で不定期に診療に従事するような場合で、特に雇用契約を結ぶ必要がないと認められる場合は謝金支給で対応する。

※病院経費での謝金支給はこれまでと同様できません。

（３）研修や研究等の理由で、本務先の業務の一環として従事する場合は必要な手続きをとる。

（診療従事承諾書を添付し、診療許可の手続きを行う。）

◇内容が研修や研究であり労働に該当しない場合

(1) 診療許可で従事する。(従来と同様の手続き)

● 大学院生、研究生

◇内容が労働に該当する場合

(1) 雇用契約がない場合は、診療支援医師として雇用する。

(2) 既に診療支援医師として雇用されているが、雇用契約上の労働時間を恒常的に超えて診療に当たっている場合は、実態に応じた契約に変更する。または超過時間分について遺漏無く確認簿に記載し申請すること。

◇内容が研修や研究であり労働に該当しない場合

(1) 従来の手続き(診療許可手続き)

● 研修登録医

◇研修登録医のできる範囲を越えて労働(診療)に従事する場合

(1) 労働に該当する部分については診療支援医師として雇用する。

(2) 本務先の業務の一環として従事する場合は必要な手続きをとる。

(診療従事承諾書を添付し、診療許可の手続きを行う。)

◇内容が研修や研究であり労働に該当しない場合

(1) 特に対応は必要としない

3 診療支援医師制度の変更

柔軟な雇用を可能とするため、診療支援医師の制度が変更されました。(平成 31 年 4 月～)

○主な変更点

(1) 対象者を女性医師から全ての医師・歯科医師に変更

(2) 他の職に就いている者も雇用可とする。

※所属先の診療従事承諾書の提出が必要となります。

(3) 病院運営会議の審議を経て採用する。

※毎月第 3 木曜日に開催されます。毎月 5 日ごろまでに願書提出をお願いします。

○参考資料

別紙 1 徳島大学病院における診療支援医師に関する取扱要領

別紙 2 診療支援医師採用関係書類一式

4 診療許可制度の変更

診療許可制度についても、平成 31 年 4 月から以下のとおり変更されます。

○主な変更点

- (１) 診療届が廃止され、全ての診療許可申請が運営会議の議を経ることとなりました。
- (２) 労働の有無を確認するために、提出先が総務係から労務係に変わります。
- (３) 本務先がある場合は診療従事承諾書の提出が必要となります。

5 その他

- ・上記の事例以外についても実態に応じた適切な労働時間の申告をお願いします。
- ・なお、平成31年度の雇用契約について既に手続きがお済みのもので変更の必要がある場合は適宜労務係までお申し出下さい。